

令和7年度 中信森林管理署 公共工事契約状況

令和8年 3月 26日

分任支出負担行為担当官

中信森林管理署長 高塚 慎司

| 工事名 | 施工場所 | | 工事種別 | 工事概要 | 入札方式 |
|----------------|-------------------|------------|----------------------------|----------------|------------------|
| 姫川治山事業所事務所解体工事 | 新潟県糸魚川市南押上2丁目5-25 | | 庁舎等新築・改修等 | 建物・外構等解体敷地整備ほか | 一般競争入札 (総合評価) |
| 予定価格(税抜き) | 調査基準価格(税抜き) | 契約年月日 | 契約相手方の商号又は名称及び住所 | | |
| 10,864,000円 | 9,956,350円 | 令和7年11月13日 | 猪又建設 株式会社 新潟県糸魚川市大町1丁目6番6号 | | |
| 契約金額(税抜き) | 工事着手の時期 | 工事完了の時期 | | | |
| 10,300,000円 | 令和7年11月 | 令和8年2月 | | | |

備考

- 1 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 2 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別添「競争参加資格確認結果通知書」(別添1)のとおり
- 3 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別添「入札執行調書」(別添2)のとおり
- 4 予定価格の作成の用いた積算価格についての内訳
別添「積算内訳書」(別添3)のとおり
- 5 契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合
○第1回契約変更
 - ・変更契約年月日 令和8年2月9日 ・変更後の契約金額(税抜き) 11,280,000円
 - ・変更の理由 施工数量の増減による請負代金額の変更
 - ・変更後の工事完了の時期 令和8年3月

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和7年9月29日

分任支出負担行為担当官

中信森林管理署長 高塚 慎司

1 工事概要

- (1) 工事名 姫川治山事業所事務所解体工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 新潟県糸魚川市南押上2丁目5-25
- (3) 工事内容 設計書、仕様書及び工事内訳書のとおり
- (4) 工期 契約日の翌日から令和8年2月16日まで

2 競争入札の形式

- (1) 本工事の入札は、簡易な施工計画の提案(以下、「技術提案書」という。)に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)により実施する。
- (2) 本工事は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。
競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)等は電子入札システムにより提出すること。
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。
- (3) 本工事は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第85条に規定する基準に基づく価格(以下「低入札価格調査基準価格」という。)を下回った場合、同条第86条に規定する調査を実施する工事である。
- (4) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (5) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

3 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条に規定する特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和7・8年度中部森林管理局競争参加有資格者名簿「建設工事」の業種区分「土木一式工事」又は「建築一式工事」若しくはその他「解体」に登録された「C等級」又は「D等級」の者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立がなされている者については、手続き開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 申請書、資料及び技術提案書(以下「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部森林管理局長から「工事請負契約指名停止措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付59林野経第156号林野庁長官通達)または「物品の製造契約及び役務等契約指名停止措置要領について」(平成27年10月1日付け27林政政第373号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間に完了・引き渡しされた工事で、元請けとして以下に示す同種の工事を実施した実績を有すること(共同事業体としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

ただし、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、総合治山事業所長及び治山センター所長（以下、「森林管理局長等」という。）が発注した工事に係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点」という。）65点未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：建築物解体工事

- (6) 森林管理局長等が発注した同種工事で令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること（工事成績評定を実施した工事である場合）。
- (7) 技術提案書等の提案内容が発注者の設定している標準案以上である場合は加算点を与えることとし、標準案での提案も認めるが技術提案書等に係る加算点はない。
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること（経常建設共同企業体にあつては構成員のうち1社が次の条件を満たす主任技術者を配置すればよい。）。
なお、複数の技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる基準を満たしていない技術者がいた場合は、その技術者以外の者を配置予定技術者とするを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。
 - ① 1級、2級土木施工管理技士、1級、2級建築施工管理技士の資格の内、いずれかの資格を有する者を配置できること。
 - ② 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間に、競争参加資格の(5)に掲げる業務の経験を有する者であること。
なお、当該工事が森林管理局長等の発注した工事のうち入札説明書に示すものである場合にあっては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書等提出日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
(設計業務の受託者：該当なし)
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本又は人的な関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (11) 建設業法に基づく本店・支店又は営業所が新潟県に所在すること。また、経常建設共同企業体として、技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が新潟県であること。
- (12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)ではないこと。
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (13) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等の提出期間、場所及び方法
 - ① 提出期間
令和7年9月30日から令和7年10月14日(土曜日、日曜日、及び祝日等の行政機関の休日(以下、「休日」という。)を除く。)の9時から17時まで。(ただし、12時～13時を除く。また、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)

② 提出方法

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに資料を添付し提出すること。ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が10MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（1通につき送信容量が7MB以内）で提出すること。

郵送又は電子メールで提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電子メールで送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

また、郵送又は電子メールで提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムにより、申請書等として送信すること。

- ・ 郵送又は電子メールで提出する旨の表示
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類の目録
- ・ 郵送又は電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレス

なお、紙入札方式による場合は別途に定める「紙参加承諾願」を必要書類と併せて提出すること。

③ 提出場所 〒390-0852 長野県松本市島立 1256-1

中信森林管理署 総務グループ

電話（IP）050-3160-6050（NTT）0263-47-4751

電子メールアドレス chushin.d.f.o@maff.go.jp

(3) 上記(2)①に定める期限までに技術提案書等を提出しない者又は分任支出負担行為担当官から競争参加資格がないと認めた場合は本競争入札に参加できない。

5 総合評価落札方式(簡易型)に関する事項

(1) 本工事の総合評価落札方式(簡易型)は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 技術提案書の提案内容が発注者の設定している標準案以上である場合は加算点を与えることとする。
- ③ 総合評価落札方式(簡易型)に関する事項②の技術提案と資料で示された実績等により最大30点の加算点を与える。
- ④ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下、「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。
評価値 = { (標準点 + 加算点) / (入札価格) }

(2) その概要を以下に示すが、具体的な技術要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(3) 評価項目は以下に示す項目を評価項目とする。

- ① 企業に関する項目
 - A 指定工種の工事成績
 - B 指定工種の施工に関する表彰実績
 - C 地域への貢献活動
 - D 地域精通度
 - E 同種工事の施工実績
 - F ISO 認証取得
 - G 賃金引上げの実施・計画の達成
 - H ワーク・ライフ・バランス等の推進
- ② 配置予定技術者に関する項目
 - A 指定工種の配置予定技術者の保有資格
 - B 同種工事の配置予定技術者の従事経験
 - C 指定工種の配置予定技術者の工事成績
 - D 指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績
- ③ 簡易な施工計画に関する項目
 - A 施工計画に対する提案
 - B 工程管理に対する提案
 - C 発注者が指定した課題への対応

D 安全管理に対する提案

※発注者の指定する課題の内容については、入札説明書において明記する。

(4) 落札者の決定

- ① 次のア及びイの要件に該当する者のうち、上記5（1）の④によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
ア 入札価格が予決令第79条に基づき作成された予定価格の制限範囲内であること。
イ 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- ② 上記①において、評価値が最も高い者が2者以上ある場合は、該当者にくじをひかせて落札者を決定する。
- ③ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成した基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査に協力しなければならない。

6 責任の所在等

- (1) 契約担当官等が技術提案を適正に認めることにより、設計図書において実施方針等を指定しない部分の業務に関する業者の責任が軽減されるものではない。
- (2) 技術等に関わる提案が履行できなかった場合で、再度実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う。
- (3) 工事完了後の検査の際に、提案の履行状況が請負者の責により満足できない場合には、満足できない評価項目ごとに工事成績評価の点数を3点ずつ減ずることとする。

7 入札に関する事項又は入札手続等

(1) 担当部局(受付窓口)

〒390-8502 長野県松本市島立 1256-1

中信森林管理署 総務グループ

電話 (IP)050-3160-6050 (NTT)0263-47-4751

電子メールアドレス chushin.d.f.o@maff.go.jp

電子入札システム <https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>

ホームページ <https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/>

(2) 入札説明書等の配布期間、場所及び方法

電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステムから入札説明書等に必要な情報を入手すること。

なお、紙入札を予定している者には、下記①から③により入札説明書等を配布する。

① 交付期間

令和7年9月30日から令和7年11月4日(休日を除く。)の9時から17時まで。

② 場所

〒390-8502 長野県松本市島立 1256-1

中信森林管理署 総務グループ

電話 (IP)050-3160-6050 (NTT)0263-47-4751

③ その他

配付資料は中部森林管理局ホームページで公表するほか、上記②の場所で交付することとするので、未開封のCD-Rメディアを持参すること。ただし、CD-Rメディア以外の媒体(外付けハードディスク、USBメモリ)は受け付けないものとする。なお、配付資料は無料である。

④ 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式により入札を行う場合は、入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。なお、日時を変更する場合は、競争参加者資格確認通知書により変更日時を通知する。

ア 電子入札システムによる入札書の提出

入札開始日時 令和7年10月30日 9時00分

入札締切日時 令和7年11月5日 10時15分とする。

イ 紙入札方式により持参する場合の締め切りは、令和7年11月5日10時30分に中信森林管理署入札室に持参すること。

なお、紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争入札参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

ウ 開札は、令和7年11月5日10時30分に中信森林管理署入札室にて行う。

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金：免除

② 契約保証金：納付(保管金の取扱店 日本銀行 松本支店)

ただし以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行 松本支店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証(取扱官庁 中信森林管理署)また、公共事業履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式は任意)を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は、無効とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて指名停止期間中である者等、入札時点において競争参加資格のない者のした入札は無効とする。

なお、落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者に関し違反事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、種々の事情からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定技術者の変更は認めない。

(5) 調査基準価格の設定

落札者の決定は、上記5(4)に定められた者を落札者とするが、調査基準価格を下回った場合には、入札説明書に定める低入札調査を実施するものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち別の者を落札者とする可能性がある。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記7(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記3(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格の確認等により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加の確認を受けていなければならない。

(9) 技術提案書等の内容のヒアリング

技術提案書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。

なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(10) 新型コロナウイルス感染防止対策の取り扱いについて

本工事については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場

合に設計変更等の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による施工計画（業務計画書及び事業計画書等）への反映と確実な履行を前提として設計変更等を行い、必要に応じて請負代金額の変更や工期（履行期間）の延長を行う。

- (11) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (12) 受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。
- (13) その他
本公告に記載無き事項については、中部森林管理局競争入札心得によるほか、詳細は入札説明書による。

9 関連資料

- (1) 入札説明書
- (2) 工事内訳書
- (3) 設計図書
- (4) 工事請負契約書(案)
- (5) 競争参加資格確認申請書(別紙様式1)
- (6) 申請添付様式(別紙様式2～9)

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持」をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について、(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

入 札 執 行 調 書

姫川治山事業所事務所解体工事

入札年月日: 令和7年11月5日

| 建設業者名 | 標準点 ① | 加算点合計 ② | 標準点+ 加算点計 ③ | 第一回入札価格 (円) ④ | 評価値 ③/④ | 予定価格≥ 入札価格 | 第二回入札価格 (円) ⑤ | 評価値 ③/⑤ | 予定価格≥ 入札価格 | 摘要 |
|-----------|----------|------------|-------------------|----------------------|------------|---------------|---------------------|------------|---------------|----|
| 猪又建設 株式会社 | 100 | 21.0 | 121.0 | 10,300,000 1,0300 | 117.4757 | ○ | | | | 落札 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

| | |
|----------------|------------|
| 予定価格(消費税を除く) | 10,864,000 |
| 調査基準価格(消費税を除く) | 9,956,350 |
| 基準評価値 | 92.0471 |

執行担当署名: 高塚 慎司
 確認担当署名: 五十嵐 圭太
 立会担当署名: 中塚 義子

令和7年度

工事内訳書

工事名 姫川治山事業所事務所解体工事

工事場所 新潟県 糸魚川市 南押上 2丁目 5-25

| | | | | |
|--------|----------------|----------|------|----------------------|
| 解体建物概要 | ① 姫川治山事業所 事務所棟 | 木造 地上1階建 | 延床面積 | 80.85 m ² |
| | ② 姫川治山事業所 車庫 | S造 地上1階建 | 延床面積 | 37.7 m ² |
| | ③ アスファルト舗装 | | 面積 | 370.0 m ² |
| | ④ 囲障 | | 延長 | 124.0 m |

工事名: 姫川治山事業所事務所解体工事

工事場所: 新潟県 糸魚川市 南押上 2丁目 5-25

| 工 種 | 摘 要 | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備考 |
|------------|-----|-----|-----|------------|----|
| 直接工事費 | | | | | |
| 建物・外構等解体工事 | | 1 | 式 | 3,447,000 | |
| 敷地整備工 | | 1 | 式 | 3,305,000 | |
| 境界点復元作業 | | 1 | 式 | 607,000 | |
| 直接工事費計 | | 1 | 式 | 7,359,000 | |
| 共通費 | | | | | |
| 共通仮設費 | | 1 | 式 | 371,000 | |
| 現場管理費 | | 1 | 式 | 1,605,000 | |
| 一般管理費 | | 1 | 式 | 1,529,000 | |
| 共通費計 | | 1 | 式 | 3,505,000 | |
| 工事価格 | | 1 | 式 | 10,864,000 | |
| 消費税相当額 | | 10 | % | 1,086,400 | |
| 総合計（工事費） | | 1 | 式 | 11,950,400 | |
| | | | | | |